

技術を磨き、心をつなぐ

FUJIMI

FUJIMI INCORPORATED

第72期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2024年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時20分）

開催場所

愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地1
にしび創造センター ドレミホール（3階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

開催場所、運営方法に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご確認くださいようお願い申し上げます。
また、本総会の模様は、本総会終了後、動画配信いたしますのでご利用ください。

（2024年6月27日（木）当社ウェブサイトにURLを掲載予定）
当社ウェブサイト <https://www.fujimiinc.co.jp/>



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/5384/>



目次

招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役7名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	11
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	12
第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する 対応方針（買収への対応方針）の更新 の件	15
事業報告	39
連結計算書類	67
計算書類	69
監査報告	71

株式会社フジミインコーポレーテッド

証券コード：5384

株主各位

証券コード5384
(発送日) 2024年6月3日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月23日

愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1
株式会社フジミインコーポレーテッド
代表取締役社長 関 敬 史

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fujimiinc.co.jp/ir/event/meeting.html>

上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより

「第72期 定時株主総会 (2024年3月期)」を選択いただき、ご確認ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5384/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「フジミ」、又は「コード」に当社証券コード「5384」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により事前に議決権行使をいただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき「議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2024年6月20日(木曜日)午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時20分）
2 場 所	愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地 1 にしび創造センター ドレミホール（3階）（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3 目的事項	<p>報告事項 1. 第72期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第72期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の更新の件</p>
4 その他本招集通知に関する事項	<p>(1)会社法改正により、電子提供措置事項について左記の各ウェブサイトアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、当社は書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りすることとしております。</p> <p>なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。</p> <p>① 連結株主資本等変動計算書 ② 連結注記表 ③ 株主資本等変動計算書 ④ 個別注記表</p> <p>したがって、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、お送りする書面に記載の各書類のほか、各ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。</p> <p>(2)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。</p>

以上

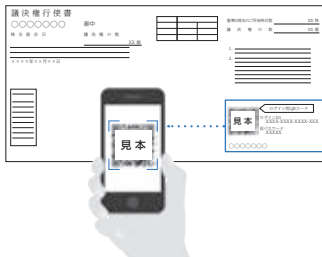
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の左記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

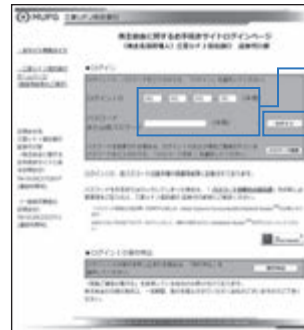
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号 議 案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する適正な利益還元を行うことを経営の重要課題と認識し、経営にあたっております。配当につきましては連結配当性向を55%以上とすることを目標として、業績に応じた積極的な株主還元を実施するとともに安定配当の継続にも留意することを基本方針としております。

この基本方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当36円67銭とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金36円67銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は2,766,837,052円となります。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金36円67銭を含め、1株につき73円34銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月24日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

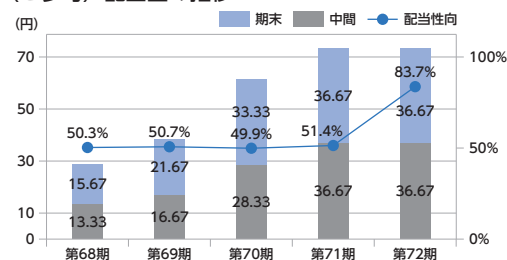
(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(ご参考) 配当金の推移



(注) 2023年7月1日付(第72期中)で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
上記のグラフのうち、第71期以前の配当については、株式分割後の1株当たりに対応する金額(小数第3位を四捨五入)を記載しております。

(注) 当社は2023年5月10日開催の取締役会において「中長期経営計画2023」を決議し、2024年3月期末配当分より、配当につきましては連結配当性向を55%以上とすることを目標として、業績に応じた積極的な株主還元を実施するとともに安定配当の継続にも留意することを基本方針とすることといたしました。なお、DOE(連結純資産配当率)を配当指標に加えることについても検討してまいりましたが、半導体市況等の事業環境を踏まえて引き続きの検討課題としてまいります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	性別	現在の当社における地位	取締役在任年数	当期における取締役会への出席状況	
1	再任	せき 関 敬 史	男性	代表取締役社長	21年	19/19回（100%）	
2	再任	おお わき 大 脇 寿 樹	男性	常務取締役	12年	19/19回（100%）	
3	再任	すず き 鈴 木 勝 弘	男性	常務取締役	12年	19/19回（100%）	
4	再任	社外	かわ した まさ 川 下 政 美	男性	社外取締役	9年 (社外監査役在任年数3年)	19/19回（100%）
5	再任	社外	あさ い 浅 井 侯 序	男性	社外取締役	7年	19/19回（100%）
6	再任	社外	よし むら あつ 吉 村 温 子	女性	社外取締役	2年	19/19回（100%）
7	新任	社外	やま ざき なお 山 崎 直 子	女性	-	-	-

候補者番号

1. せき 関

敬 史 (再任) (1964年4月6日生)

■ 所有する当社株式の数 ■ 取締役在任年数
1,347,502株 21年



■ 当期における
取締役会への出席状況
19回/19回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2014年4月	同 代表取締役社長兼CMP事業本部長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
1997年10月	当社入社		
2000年2月	IFUJIMI CORPORATION社長		
2003年6月	当社取締役新規事業本部長	2015年4月	同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役
2005年4月	同 取締役CMP事業本部長		
2008年4月	同 代表取締役社長	2016年4月	同 代表取締役社長
2013年1月	同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役	2020年4月	同 代表取締役社長兼財務本部長
		2022年4月	同 代表取締役社長兼人事・組織開発本部長
2013年8月	同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長	2023年4月	同 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

関敬史氏は、CMP事業部門、新規事業部門及び海外子会社の責任者を務めたのち、2008年より代表取締役社長として、当社経営及び海外子会社の統括にあたっております。また、リスク管理体制の統括等、当社グループのガバナンス強化に取り組んできたほか、多方面にわたり強いリーダーシップを発揮し、業績拡大・企業価値の向上に大きく貢献してきました。今後も経営全般に関する豊富な経験や幅広い見識をもとに、当社グループの持続的成長及び取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

2.

おお
大わき
脇とし
寿き
樹

再任

(1960年12月27日生)

■ 所有する当社株式の数 ■ 取締役在任年数
44,439株 12年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社	2014年 4月	同 取締役機能材事業本部長
1999年 4月	旧FUJIMI AMERICA INC. (現 FUJIMI CORPORATION) 出向	2017年 4月	同 取締役機能材事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.社長
2011年 4月	当社ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.社長	2020年12月	同 取締役機能材事業本部長
2012年 6月	同 取締役ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.社長	2021年 4月	同 常務取締役機能材事業本部長
		2022年 4月	同 常務取締役 (現任)

■ 当期における
取締役会への出席状況
19回/19回 (100%)

取締役候補者とした理由

大脇寿樹氏は、長年にわたりディスク事業の開発部門で責任者を務める等、当社の技術・研究開発分野で強いリーダーシップを発揮してきました。その後、機能材事業部門、溶射材事業部門、ディスク事業部門等の統括及び海外子会社の経営にあたっております。今後もその豊富な経験や実績をもとに、当社グループの持続的成長及び取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

3.

すず
鈴き
木かつ
勝ひろ
弘

再任

(1962年 3月 9日生)

■ 所有する当社株式の数 ■ 取締役在任年数
49,262株 12年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2018年 4月	同 取締役CMP事業本部長兼FUJIMI CORPORATION会長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
1992年 7月	旧FUJIMI AMERICA INC. (現 FUJIMI CORPORATION) 出向	2021年 4月	同 常務取締役CMP事業本部長兼FUJIMI CORPORATION会長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
2005年 4月	FUJIMI CORPORATION ディレクター	2023年 4月	同 常務取締役兼FUJIMI CORPORATION 会長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長 (現任)
2011年 4月	当社シリコン事業本部長		
2012年 6月	同 取締役シリコン事業本部長		
2015年 4月	同 取締役シリコン事業本部長兼CMP事業本部長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED 董事長		
2016年 4月	同 取締役CMP事業本部長兼FUJIMI CORPORATION社長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長		

■ 当期における
取締役会への出席状況
19回/19回 (100%)

取締役候補者とした理由

鈴木勝弘氏は、長年にわたり海外子会社の生産技術部門で責任者を務める等、当社の生産技術分野で強いリーダーシップを発揮してきました。その後、シリコン事業の営業部門の責任者を経て、シリコン事業部門、CMP事業部門等の統括及び海外子会社の経営にあたっております。今後もその豊富な経験や実績をもとに、当社グループの持続的成長及び取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

4. かわしたまさみ **再任** **社外** (1949年9月3日生)

■ 所有する当社株式の数 1株
■ 社外取締役在任年数 9年
(社外監査役在任年数3年)



■ 当期における
取締役会への出席状況
19回/19回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	日本特殊陶業株式会社入社	2009年6月	同 代表取締役副社長
2004年7月	同 自動車関連事業本部営業本部中国部長	2011年6月	同 最高顧問
2005年6月	同 取締役	2012年6月	同 顧問
2008年6月	同 常務取締役	2012年6月	当社 社外監査役
2009年2月	同 専務取締役	2015年6月	同 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由

川下政美氏は、日本特殊陶業株式会社において、マレーシア、インドネシア、中国等での事業推進に従事したのち、2005年以降取締役を歴任し、代表取締役副社長として経営企画、総務、資材部門の統括にあたる等、長年経営者として培われた豊富な知識・経験等を有しております。現在は、取締役会において経営者の視点から積極的に発言を頂いており、今後もその豊富な経験や実績をもとに、当社経営に対する客観的な視点での提言及び取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社と日本特殊陶業株式会社との過去3年間の取引は連結売上高の1%未満であり、仕入はありません。また、人的関係、資本的關係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

候補者番号

5. あさい よし つぐ **再任** **社外** (1954年5月16日生)

■ 所有する当社株式の数 8,311株
■ 社外取締役在任年数 7年



■ 当期における
取締役会への出席状況
19回/19回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	ブラザー工業株式会社入社	2006年4月	同 執行役員人事部長
1989年7月	BROTHER INDUSTRIES (AUST) PTY LTD LTD出向 同社代表取締役	2011年4月	同 常務執行役員法務総務部長
2000年10月	ブラザー工業株式会社 総合企画部長	2016年4月	同 常務執行役員
2004年6月	同 執行役員I&DカンパニーEVP*経営企画部長 *EVP: エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント	2017年6月	当社 社外取締役 (現任)
		2020年6月	アネスト岩田株式会社 社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】 アネスト岩田株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

浅井侯序氏は、ブラザー工業株式会社において、海外子会社の責任者を務めたのち、2004年より執行役員を歴任し、常務執行役員として財務、人事、CSR部門の統括にあたる等、長年経営者として培われた判断力・見識等を有しております。現在は、取締役会において経営者の視点から積極的に発言を頂いており、今後もその豊富な経験や幅広い見識をもとに、当社経営に対する客観的な視点での提言及び取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社とブラザー工業株式会社との過去3年間の取引は売上、仕入ともにありません。また、人的関係、資本的關係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

候補者番号

6.

よし
吉

むら
村

あつ
温

こ
子

再 任

社 外

(1971年5月6日生)

■ 所有する当社株式の数 ■ 社外取締役在任年数
1,449株 2年



■ 当期における
取締役会への出席状況
19回/19回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月	日本電信電話株式会社入社	2021年12月	同 代表取締役社長兼マネージング・ディレクター／アジア地域戦略統括責任者
2002年5月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社異動	2022年6月	当社 社外取締役 (現任)
2004年6月	JPモルガン証券株式会社入社	2023年3月	VG-C株式会社 代表取締役 (現任)
2007年3月	UBS証券株式会社入社	2023年12月	PhytoMol-Tech株式会社 代表取締役 CEO/共同創業者 (現任)
2015年3月	ゴールドマン・サックス証券株式会社入社	2024年1月	DAIZエンジニアリング株式会社 取締役 (現任)
2020年9月	ロケットジャパン株式会社 マネージング・ディレクター／アジア地域戦略統括責任者		

[重要な兼職の状況] VG-C株式会社 代表取締役
PhytoMol-Tech株式会社 代表取締役 CEO/共同創業者
DAIZエンジニアリング株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由

吉村温子氏は、長年にわたり外資系証券会社の投資銀行部門において、企業のM&A・資金調達を含む成長・財務戦略の支援を行った後、フランス系企業のロケットグループに入社、日本法人代表及びアジア地域戦略責任者を経て、現在はVG-C株式会社及びPhytoMol-Tech株式会社を設立し、その代表取締役を務めるなど、経営者として培われた判断力・見識等を有しております。今後もその幅広い見識や実績をもとに、客観的な視点での提言及び取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社とロケットジャパン株式会社及び上記の重要な兼職の企業との過去3ヵ年の取引は売上、仕入ともにありません。また、人的関係、資本的关系及びその他の利害関係はなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月	三菱信託銀行株式会社入社	2019年7月	合同会社 NOKs Labo 代表社員 (現任)
2007年9月	UBS AG東京支店入社	2021年1月	マイウェルスマネジメント株式会社 マネージング・ディレクター (現任)
2014年11月	同 ウェルス・マネジメント本部 東京第一営業本部 部長	2021年2月	株式会社 EoD入社 エグゼクティブコンサルタント (現任)

【重要な兼職の状況】 合同会社 NOKs Labo 代表社員
マイウェルスマネジメント株式会社 マネージング・ディレクター
株式会社 EoD エグゼクティブコンサルタント

社外取締役候補者とした理由

山崎直子氏は、国内信託銀行において、個人向け資産管理業務等に従事し、外資系金融機関においては、ウェルス・マネジメント本部の部長職を歴任する等、金融業界における豊富な経験により培われた判断力・見識等を有しております。現在は、合同会社NOKs Laboを設立し、コーチング及び組織開発に携わる傍ら、ライフワークとして長年に亘り社会貢献活動に従事される等、その幅広い見識や実績をもとに、客観的な視点での提言及び取締役会の機能を強化することが期待できるため、社外取締役候補者としていたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社とUBS AG及び上記の重要な兼職の状況に記載の企業との過去3ヵ年の取引は売上、仕入ともにありません。また、人的関係、資本的關係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

- (注) 1. 川下政美氏、浅井侯序氏、吉村温子氏、山崎直子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は社外取締役候補者のうち、川下政美氏、浅井侯序氏、吉村温子氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。また山崎直子氏も株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社は川下政美氏、浅井侯序氏、吉村温子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合には、各候補者との当該契約を継続する予定であります。また、山崎直子氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約の内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役、及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- (1) 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- (2) 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
4. 候補者の保有する当社の株式数にはフジインコーポレーテッド役員持株会における本人持分が含まれております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役岡野勝氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

おかの
岡野 勝

再任 **社外**

(1952年2月28日生)

■ 所有する当社株式の数 ■ 社外監査役在任年数
-株 9年



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1974年4月	三菱電機株式会社入社	2006年4月	名菱電子株式会社入社
2002年10月	同 社会e-ソリューション事業所 社会システム部長	2006年6月	同 代表取締役社長
2004年4月	同 社会e-ソリューション事業所 副所長	2015年6月	同 相談役
2005年4月	同 神戸製作所 副所長	2015年6月	当社 社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

岡野勝氏は、三菱電機株式会社において、社会システム事業の基幹製作所の責任者を務める等、同社の開発・製造現場に第一線で携わってこられたほか、2006年以降名菱電子株式会社の代表取締役社長として経営にあたる等、長年経営者として培われた豊富な知識・経験等を有しております。現在は、社外監査役として取締役会に出席し、その豊富な知識・経験等に基づき助言を頂いており、今後も社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者の独立性について

当社と三菱電機株式会社との過去3カ年の取引は連結売上高の1%未満であり、仕入はありません。また、人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外監査役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

■ 当期における
取締役会への出席状況
19回/19回（100%）

■ 当期における
監査役会への出席状況
15回/15回（100%）

- (注) 1. 岡野勝氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 当社は岡野勝氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。岡野勝氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約の内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役、及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- (1) 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- (2) 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- 岡野勝氏が監査役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

第 4 号 議 案 補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、補欠監査役候補者は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

はやし のぶ ふみ **社 外**
林 伸 文 (1955年 4月12日生)

■ 所有する当社株式の数
 ー株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年 3月 昭和監査法人大阪事務所入所 (現 EY新日本有限責任監査法人)	1995年 8月 監査法人トーマツ 社員就任 (現 有限責任監査法人トーマツ)
1981年 9月 監査法人丸の内会計事務所入所	2014年 9月 有限責任監査法人トーマツ退所
1982年 3月 公認会計士登録	2014年10月 公認会計士林伸文事務所開設 現在に至る

補欠社外監査役候補者とした理由

林伸文氏は、公認会計士として財務及び会計に精通しております。また、公認会計士事務所の代表者として経営全般に関する見識を有しており、これらの経験や実績をもとに社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 林伸文氏は補欠の社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
2. 林伸文氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該契約の内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役、及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- (1) 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- (2) 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- 林伸文氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

(ご参考) 第2・3号議案ご承認後の経営体制 (予定) [スキル・マトリックス]

氏名	企業経営	グローバル	事業開発	営業・マーケティング	技術・研究開発	製造・品質管理	財務会計／M&A	法務／リスク管理	人事・人材育成	CSR／ESG
関 敬史 〔取締役〕	●	●		●			●	●		
大脇 寿樹 〔取締役〕	●	●		●	●	●				
鈴木 勝弘 〔取締役〕	●	●		●	●	●				
川下 政美 〔取締役〕 〔社外〕	●	●	●	●			●			
浅井 侯序 〔取締役〕 〔社外〕	●	●					●		●	●
吉村 温子 〔取締役〕 〔社外〕	●	●	●				●			
山崎 直子 〔取締役〕 〔社外〕	●						●		●	●
藤川 佳明 〔監査役〕								●	●	
高橋 正彦 〔監査役〕 〔社外〕							●			
岡野 勝 〔監査役〕 〔社外〕	●		●		●	●			●	

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員が以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社との関係

- (1) 当社及び当社の関係会社の役員又は従業員である者

2. 株主との関係

- (1) 当社の主要株主（議決権ベース10%以上）である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員（以下「役員」とする）又は従業員
- (2) 最近5年間において当社の主要株主である会社の役員又は従業員であった者
- (3) 当社が主要株主である会社の役員又は従業員である者

3. 取引先企業との関係

- (1) 最近3年間において、当社又は関係会社を主要な取引先（※1）としていた者
※1 主要な取引先：当社及び関係会社への売上が連結売上高（年間）の1%を超える取引先
- (2) 最近3年間において、当社の主要な取引先（※2）であった者
※2 主要な取引先：当社の連結売上高（年間）の1%以上の売上有る取引先

4. 経済的利害関係者

- (1) 当社又は関係会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の現在の役員又は従業員である者

5. 専門的サービス提供者

- (1) 当社又は関係会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
- (2) 最近3年間において、当社又は関係会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員であった者で、当社又は関係会社の監査業務を実際に担当していた者（現在退職又は退所している者を含む）
- (3) 上記に該当しない公認会計士、税理士又は弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社又は現在の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者

6. 近親者

- (1) 当社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、主要株主、主要取引先、大口債権者の役員等の二親等内の親族又は同居の親族
- (2) 二親等内の親族又は同居の親族が、当社又は現在の子会社の会計監査人、監査法人の社員又はパートナーである者
- (3) 二親等内の親族又は同居の親族が、弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又は関係会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者
- (4) 当社又は関係会社から取締役、監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員である者の二親等内の親族又は同居の親族である者

第 5 号 議 案

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の更新の件

2022年6月29日開催の当社第70期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の有効期間は、本株主総会の終結をもって満了することとなります。

当社は、本対応方針導入後も、買収への対応方針（以下「買収防衛策」といいます。）をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における買収防衛策のあり方につき検討を重ねてまいりました。その結果、現対応方針の有効期間満了に先立ち、2024年5月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本対応方針の内容を更新する（以下「本更新」といいます。）ことを決定しました。なお、本対応方針の更新にあたり、本対応方針の内容を実質的に変更した箇所は、大規模買付行為及び大規模買付者の追加（下記2.(1)）、並びに、大規模買付情報リストに含まれる情報の追加（下記2.(1)(b)①）になります。

つきましては、当社定款第7章第43条（買収防衛策の導入等）の定めに基づき、本対応方針を更新することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本対応方針の内容を決定した当社取締役会には、社外取締役3名を含む全ての取締役が出席し、本更新につき全員一致で承認可決がなされております。また、当該決議にあたっては、社外監査役2名を含む全ての監査役が本更新に異議がない旨の意見を表明しております。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的且つ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって、当社の株券等の大規模買付行為については、原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様のご自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株券等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、十分な時間や情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、対象会社の取締役会や株主が当該大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間や情報を与えないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、2024年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりであり、当社役員及びその親族、関係者（以下「当社役員等」といいます。）が発行済株式の一部を保有しております。当社は上場会社であり、当社役員等が各々の事情により株式の譲渡その他の処分をすることや役員の変動等によって持株比率が低下する可能性も否定できないことに加え、これまで注力してきた当社事業の基盤を成す人材の育成や設備投資、中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等、自己資本の充実、又は他社との業務資本提携等のために、必要となる資金を資本市場から調達することもひとつの

選択肢として考えられ、これを実施する場合には、現在の役員等の持株比率が低下する可能性もあり得るものと考えております。

当社の企業価値の源泉を十分理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウ等の無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をすることができなければ、ステークホルダーの信頼を得ることができず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反することとなると考えます。

当社は、上記のような当社の企業価値の源泉を理解せず、これらの中長期的に確保し、企業価値の増大を図る経営を企図しない大規模買付行為やこれに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する恐れがある当社の株券等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要且つ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み

(a) 当社の企業価値の源泉について

当社の創業以来蓄積されたノウハウと研究開発力から生まれた製品の数々は、シリコンウェハーに代表される半導体基板の鏡面研磨、半導体デバイスの多層配線に必要なCMP（化学的機械的平坦化）、ハードディスクの研磨等、高精度な表面加工が求められる先端産業に欠かせぬものとなっております。なかでも、主力事業分野である半導体基板向け超精密研磨材では世界ナンバーワンのマーケットシェアを維持しており、超精密研磨のリーディングカンパニーとして、市場優位性を維持しております。

当社は、超精密研磨分野において長年にわたってお客様の要求に応え続けるとともに、開発・製造技術の向上・蓄積に努めてまいりました。その過程において、お客様との信頼関係を築き上げ、柱となる3つのコア技術「ろ過・分級・精製技術」「パウダー技術」「ケミカル技術」を確立しました。「ろ過・分級・精製技術」は、砥粒の粒度分布を制御し、研磨対象物の品質に悪影響を及ぼす粗大粒子や不純物を除去する技術、「パウダー技術」は、粒子の形状を制御し、異なる粒子を均一に混ぜ合わせ造粒する技術、「ケミカル技術」は、研磨材の性能向上に寄与する分散・溶解・表面保護作用を発現させる添加剤を適切に設計、配合、調合精製する技術です。

当社のコーポレートスローガン「技術を磨き、心をつなぐ」には、先端技術を通してより良い製品づくりに貢献し、人々の心をつなぎ、生活を豊かにするという意味が込められており、人を尊重し地球環境に配慮した製品づくりが当社の「ものづくり」の根底に流れております。当社はこうした「ものづくりの精神」と従業員一人ひとりが変化に果敢に挑戦するという企業風土により、企業競争力を高めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした製造現場と一体となった高い技術力・開発力、長い歴史のなかで培われたお客様との信頼関係、労使間の健全かつ一体感のある企業風土にあると考えております。今後の技術革新をリードし業績の拡大を目指していくためにも、お客様の信頼度の更なる向上が重要であると考えております。また、従業員のモチベーションやエンゲージメントの向上、インテグリティマインドの強化を図っていくことが、困難な状態にも挫けることなく、自ら目標に向かって最後までやり抜く主体的・積極的な行動に繋がり、お客様のご満足と従業員のウェルビーイングが共に実現できると考えており、当社はこうした方針のもと、引き続き企業価値の向上にグループを挙げ取組んでまいります。

(b) 企業価値向上のための課題

半導体市場において将来的に更なる需要増加が見込まれることを鑑み、当社は供給責任を果たすべく、国内外で段階的に設備投資を進めるべく体制を整備していくこと、新製品開発や品質保証に関するお客様の高まる要求水準を満たすべく研究開発や品質保証のレベルアップを図ること、また、緊急事態に備える事業継続力を強化することが、当社の企業価値向上のための課題であると認識しております。特に、品質保証については、当社が過去から大切にしている「ものづくりへの誇り」のベースとなるインテグリティ（誠実、真摯であること）を強く意識し、社会的規範や倫理を基に自ら考え、直面する課題や問題のみな

らず、日常の業務プロセスを見つめ直し、「ものづくりへの誇り」を確固たるものにすべく、インテグリティマインドの強化を継続してまいります。

昨今の地政学的な不透明さや新感染症拡大等による、原材料の調達難及び価格高騰、物流の混乱等により、サプライチェーンマネジメントの重要性は増しております。当社としてもより強靱な供給体制を整えるべく、有事においても対応可能なサプライチェーンマネジメントの強化に全社一丸となって引き続き取り組んでまいります。

一方で、中長期的な企業価値向上の観点からは、半導体市場に過度に依存しない売上の安定化と更なる拡大を目指し、事業領域を拡大する必要があると認識しております。このため、中長期視点での研究開発と新規事業の探索・育成による事業領域の拡大に努めるとともに、非半導体領域及び非研磨分野での用途拡大を進めていくことも当社の企業価値向上のための課題であると認識しております。

(c) 企業価値向上のための取り組み（中長期経営計画）

当社は、2023年5月10日に中長期経営計画（2024年3月期～2029年3月期。以下「本計画」といいます。）を公表しました。その概略は以下のとおりです。

[基本方針]

当社は、企業使命である「高度産業社会の期待に新技術で応え、地球に優しく、人々が快適に暮らせる未来の創造に貢献します」に基づき、既存事業（半導体関連事業等）の更なる拡大と新たな柱となる新規事業の創出を通じて、研磨材メーカーからパウダー&サーフェスカンパニーへの進化を遂げ、持続可能な社会の実現への貢献を目指すことを本計画の基本方針としております。

2024年3月期から2029年3月期の6年間を対象とする本計画では、研究開発とグローバルな製品供給体制の拡充に一層の経営資源を投入するとともに、サステナブルな経営の根幹を成す人材投資やESGに係る取組みを積極的に推し進め、前中長期経営計画で定めた中長期企業ビジョン「私たちは一人ひとりの前向きなアイデアとチャレンジを応援します」を継続し、引き続きその実現に向け、各種施策等を策定いたしました。

[重要施策]

本計画の基本方針に基づく取組みは以下のとおりです。

- (1) 研磨材メーカーからパウダー&サーフェスカンパニーへの進化を実現する新規事業の創出
- (2) 半導体関連事業の強靱な基盤構築と次世代半導体向け材料分野での圧倒的な地位確立
- (3) コア技術の発展と新技術の開発
- (4) 100年企業を実現するGRIT（※）な組織と人づくりへの挑戦
- (5) サステナビリティ経営の実践

※GRIT：困難な状態にも挫けることなく、目標に向かって最後までやり抜くこと

[株主還元]

配当につきましては、連結配当性向を55%以上とすることを目標として、業績に応じた積極的な株主還元を実施するとともに、安定配当の継続にも留意することを基本方針としております。なお、D〇E（連結純資産配当率）を配当指標に加えることについても検討してまいりましたが、半導体市況等の事業環境を踏まえて引き続きの検討課題としてまいります。

また、内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、お客様のニーズに応える開発・生産体制の強化、グローバルな事業戦略の遂行及び事業領域の拡大に役立てる所存であります。

[マテリアリティの特定（持続可能な社会の実現にむけて）]

当社は本計画策定に際し、持続的可能な社会の実現に向けて、当社が優先して取り組む重要課題として18のマテリアリティを特定しました。

当社が特定した18のマテリアリティは以下のとおりです。

分類 環境（E）	マテリアリティ ・気候変動対応 ・水資源保全 ・循環型社会への貢献 ・化学物質管理
社会（S）	・労働安全衛生の確保 ・ウェルビーイング実現 ・ダイバーシティ推進と人材育成 ・地域社会貢献
ガバナンス（G）	・インテグリティ ・コーポレートガバナンス・コンプライアンス ・知的財産保護 ・情報セキュリティマネジメント ・リスクマネジメント
価値創造	・サプライチェーンマネジメント ・品質管理 ・研究開発 ・DX推進 ・生産性向上

具体的な各事業等の施策は以下のとおりです。

シリコン事業

半導体基板となるシリコンウェハーを高精度に平坦・鏡面化する研磨工程で用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。切断から仕上げ研磨までトータルソリューションを可能とする高品質な製品・サービスを揃えております。益々高度化するお客様の要求に応えるべく、引き続き新技術に支えられた独自性の高い新製品を提供し、「最も信頼されるパートナー」を目指してまいります。

また、電気自動車、ハイブリッド自動車の普及により需要が高まっているSiC基板向け製品の開発を進め、世界各地のお客様へ製品を供給するため、米国及びマレーシア拠点での生産を進めております。

CMP事業

半導体デバイスの製造工程で用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。半導体デバイスの高性能化、高密度化、高集積化に伴い、研磨対象となる膜種とCMPが適用される工程は増加傾向にあります。加えて、近年はシステムとしての性能向上のために、半導体デバイスを3次元に実装する技術が開発されており、その分野でもCMPが検討されつつあります。お客様の製造・開発拠点に近い、日本、米国、台湾に製造・開発拠点を設け、お客様とより密接な関係を構築し、お客様のロードマップに沿った新製品を開発しております。

ディスク事業

デジタルデータの記録媒体であるハードディスクドライブ用ディスク基板の製造工程に用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。お客様の生産拠点が集中するマレーシアに製造拠点を置くとともに技術スタッフを配置し、技術サポートを実施することでお客様との信頼関係を構築しております。近年、ハードディスクドライブはSSD（ソリッドステートドライブ）への置き換えが進んでおりますが、クラウドサービスや5Gにより送受信されるデータ容量の増加が見込まれており、データセンター向けのハードディスク需要も引き続き高まっていくものと思われまます。次世代ディスク基板への要求を早期に入手し具現化するため基礎開発の拡充も図り、お客様の要求に合った新製品をタイムリーに提供してまいります。

溶射材事業

半導体装置、航空機及び鉄鋼等様々な業界の機械部材の長寿命化、高機能化を実現するために、環境に優しい表面処理として使用される溶射用途向けに、主にサーメット、セラミックス等の溶射材を研究開発し製造販売する事業です。独自の粉末造粒技術を一層強化し、タイムリーなソリューション提案を行い、売上拡大を目指してまいります。

研磨ソリューション事業

様々な用途で用いられる、多種多様な材料（金属、樹脂、セラミック、複合材料等）や形状（2次元、3次元形状）に対応した研磨材等の研究開発および製造販売を行う事業です。世界の様々な業界のお客様から寄せられる、新たな表面創成のご要望に、研磨材の供給のみに留まらず、用途に応じた様々な研磨方法を提案し、周辺消耗材や装置、加工プロセスまでを含めたトータルソリューションでお応えしてまいります。

具体的な取組みの一例として、自動車外装用研磨コンパウンドを新たに開発し、採用が始まっております。

先端技術・機能材料

パウダー領域・非研磨事業の拡充を更に推進することを目的として発足した「先端技術・機能材料本部」傘下において、パウダー分野におけるフジミ基幹技術の研究開発を進めると同時に、非研磨分野における新規事業の「創出」と「事業化」を強力に推進してまいります。また、これまで機能材事業や先端技術研究所で養ってきた粒子形状・粒度分布制御及び造粒技術を始めとする当社基幹技術を一体化させ、さらにマーケティング力を強化し、新規用途・お客様層の拡大に一層注力してまいります。

具体的な取組みの一例として、高い放熱性と流動性を備えたセラミックスパウダー、軽量かつ高い耐熱性を備えたセラミックス複合材料、球状・板状・棒状など形状制御技術を活用した新規セラミックスパウダーや3Dプリンター用超硬材料等の開発を進めております。

(d) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、法令を遵守し適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能したガバナンス体制のもとで企業価値の向上を目指し、株主、お客様、地域社会の皆様から信頼される企業となるよう、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名は独立性を有する社外監査役です。また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

当社の取締役会は、社外取締役が半数（6名中3名）を占めています。今般、取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を1名増員し、取締役7名中4名を社外取締役とする取締役選任議案を本定時株主総会に上程する予定であり、株主の皆様のご承認をいただいた場合には、社外取締役が取締役会の過半数を占めることとなります。また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期は1年とし、株主の皆様から毎年の選解任を通じてガバナンスを受ける体制としております。

当社の取締役会は、毎月1回以上開催し、法令・定款に基づき決議を要する事項が決議されるほか、業務執行の監督及び経営に関する重要事項の審議と報告が随時なされております。また、経営環境の変化に迅速に対応することを目的として、取締役及び本部長で構成する経営会議や、その他の主要な会議を毎月開催し、経営上の問題点の把握及びその対応、その他経営に関する重要事項を検討、審議しております。

監査役は、取締役会をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見等を述べるほか、会計監査人、内部監査室と連携しながら公正な監視体制の下で監査を行っております。

また、当社グループの事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、グローバルリスク管理委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動をグローバルに行っております。

当社は、これからもコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業価値の向上に取り組んでまいります。

(3) 本更新の目的

上記1.(1)記載の基本方針に基づいて、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような一方的且つ大規模な買付行為及びその類似行為を行う者に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、もっとも適切と思われる措置を迅速且つ的確に講じる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、こうした不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的として、本対応方針を更新することを決定いたしました。

下記2.(4)(a)に記載のとおり、本対応方針においては、対抗措置の発動の是非に関する判断等にあたって、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程（概要は別紙2記載のとおりです。）に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任するものとします。本更新時の独立委員会の委員には、高橋正彦氏、川下政美氏及び吉村温子氏の合計3名に就任をいただく予定です。各委員の略歴は、別紙3「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

なお、本対応方針の概要については、別紙4「本対応方針の概要（大規模買付行為が開始された場合のフローチャート）」に記載のとおりです。

2. 提案の内容

(1) 大規模買付ルールの設定

本対応方針においては、次の①、②若しくは③に該当する行為若しくはこれらに類似する行為又はこれらの提案^[1]（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ①当社が発行者である株券等^[2]について、保有者^[3]の株券等保有割合^[4]が20%以上となる買付けその他の取得
- ②当社が発行者である株券等^[5]について、公開買付け^[6]を行う者の株券等所有割合^[7]及びその特別関係者^[8]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者^[9]若しくは特別関係者（以下「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係^[10]を樹立する行為であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

(a) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等を記載した「大規模買付意向表明書」（大規模買付者の代表者による署名又は記名捺印のされたもの）を当社の定める書式を用いて日本語で提出していただきます。

「大規模買付意向表明書」には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- ①氏名又は名称及び住所又は所在地
- ②代表者の氏名
- ③目的及び事業の内容
- ④大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名）の概要
- ⑤国内連絡先
- ⑥設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の種類及び数、並びに、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等^[11]を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

(iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約（条件又は留保は付さないものとします。）

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在、及び大規模買付意向表明書に署名又は記名捺印を行った代表者の資格を証明する書類を添付していただきます。

(b) 「大規模買付情報」の提供

上記(a)に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報の提供を受けた場合には速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。なお、大規模買付情報は日本語で記載されるものとします。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日^[12]（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を上記(a)(i)⑤に記載の国内連絡先宛に発送し、且つ、株主の皆様へ開示いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社取締役会に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が適宜回答期限を定めた上、別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。但し、最終の回答期限（以下「最終回答期限」といいます。）は、必要且つ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、大規模買付意向表明書を受領した日から起算して原則として60日を超えないものとします（但し、大規模買付者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び大規模買付者を被支配法人等^[13]とする者の特別関係者）（以下「大規模買付者グループ」といいます。）の詳細（その名称、財政状態、経営成績その他の経理の状況、大規模買付者グループの関係（資本関係、取引関係、人的関係等）の概略、大規模買付者グループによる過去の大規模買付行為と同種の行為の内容及び結果を含みます。）^[14]
- ②大規模買付行為の目的、方法及び具体的内容（関連する取引の仕組み並びに大規模買付行為の適法性及び大規模買付行為の実現可能性に関する意見を含みます。）
- ③買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、交換比率）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯
- ④大規模買付行為に要する資金の調達状況、当該資金の調達先の概要及び関連する取引の概要
- ⑤大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑥大規模買付者が既に保有し又は大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦大規模買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑧大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑨大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑩当社の株主（大規模買付者を除きます。）、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者に対する対応方針
- ⑪大規模買付者グループと反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑫その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった場合には速やかに開示するとともに、大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様へ開示いたします。また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるとき又は最終回答期限が到来した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(c) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(4)(a)に記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとし、下記(2)(c)に記載の株主意思確認総会又は書面投票が実施される場合においては、対抗措置に係る議案が否決された後にのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(a) 対抗措置発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合において、対抗措置を発動することが必要且つ相当である場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、下記(b)に従い、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、直ちに、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じることはありません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、別紙5に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的且つ合理的に疑われる事情が存する場合には、当社取締役会は、下記(b)に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。

(b) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、取締役会評価期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

但し、下記(c)に基づき株主意思の確認手続を実施する場合には、当社取締役会は、当該株主意思の確認手続の結果に従うものとなります。

(c) 株主意思の確認

当社取締役会は独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施する場合があります。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認手続を行う場合又はその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、投票基準日の2週間前までに公告を行います。株主意思の確認手続において投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。株主意思確認総会における投票の場合、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が出席し、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとします。書面投票による場合、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとします。当社取締役会は、株主意思の確認を行う方法について、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(d) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が上記(b)及び(c)に記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとなります。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない判断に至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権（下記(3)に定義されます。以下同じ。）の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日より前に、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止されないものとします。但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります（この場合には、下記4.（2）に記載のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。）。

(3) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙6に記載する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(4) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

(a) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、その概要を別紙2に記載する独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本更新時の独立委員会の委員には、高橋正彦氏、川下政美氏及び吉村温子氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙3「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、取締役会評価期間内に、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。また、独立委員会は、発動した対抗措置の維持について、当社取締役会の諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置を維持するか否かの判断を行うものとします。

独立委員会は、独自に又は当社取締役会等を通じて、大規模買付者に対し、大規模買付情報の追加提供、協議・交渉等を求める場合があります。大規模買付者は、これに速やかに応じなければならないものとします。

独立委員会は、大規模買付者から大規模買付意向表明書及び大規模買付情報が提出された場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上という観点から、当社取締役会の経営計画等及び当社取締役会による当社の企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対して、適宜回答期限（取締役会評価期間内において最長30日とします。）を定めた上で、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の内容に対する意見並びにその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等（以下「当社取締役会情報」といいます。）を提示するよう要請することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとします。また、独立委員会は、当社取締役会情報について、当社取締役、当社監査役、立案等に参画した従業員、立案等に際し助言を行った第三者等に対し、独立委員会が必要とする説明を要請することがあります。

(b) 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(5) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、2026年6月に開催予定の当社第74期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社取締役会又は当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 本対応方針の合理性について

(1) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、更新されるものです。

また、本株主総会において本更新に関する議案が承認された場合であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。また、当社取締役会は独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非について、株主意思の確認手続により株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

また、本対応方針の更新にあたっては、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等に加え、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容をも踏まえております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(3) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新されるものであること

本対応方針は、上記1. (3)「本更新の目的」に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要の期間の確保を求めるために、更新されるものです。

(4) 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記2. (2)(a)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 独立委員会の設置

上記2. (4)に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否か等についての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (5)に記載のとおり、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっており、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその更新時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また株主及び投資家の皆様の議決権比率の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(2)(d)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様が本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社の株式1株当たりの経済的価値及び議決権比率の希釈化が生じることとなります。

但し、当社が非適格者（別紙6の7.に定義されます。以下同じ。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換に当社株式を交付する場合には、非適格者以外の株主の皆様は本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社の株式1株当たりの経済的価値及び議決権比率の希釈化は原則として生じません。

もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は当社取締役会の承認なくして行うことができないとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権について行使又は取得の結果株主の皆様は株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

他方、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利等には希釈化が生じることが想定されます。

5. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手續

(1) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手續

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。本新株予約権の無償割当ての手續に関しては、基準日における株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられます。かかる割当ての対象となる株主の皆様には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手續は不要です。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の株主の皆様による行使又は当社による取得に際して株主の皆様に必要な手續

当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合には、当社は、会社法に定められた手續（会社法第273条、第274条）に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、且つ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。

非適格者以外の株主の皆様は本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含みます。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたしますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使していただきますようお願い申し上げます（その際には一定の金銭の払込を行っていただきます。）。

なお、いずれの手續を行う場合であっても、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意ください。

6. その他

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、金融商品取引法又は各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定改廃も引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいり所存です。

-
- [1]第三者に対する勧誘行為を含みます。
 - [2]金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。
 - [3]金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。
 - [4]金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下同じとします。
 - [5]金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。
 - [6]金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下同じとします。
 - [7]金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下同じとします。
 - [8]金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
 - [9]金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。
 - [10]「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」の存否の判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引関係、契約関係、役員の兼任関係、資金提供の有無、信用供与の有無、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等、当該株券等取得者等及び当該他の株主が当社に対して直接又は間接に及ぼす影響等を基礎として行います。
 - [11]金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。
 - [12]なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
 - [13]金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
 - [14]大規模買付者がファンドの場合には、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(別紙1)

当社の大株主の状況

当社の2024年3月末時点の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資の状況	
	所有株式数(千株)	発行済株式の総数に対する 所有株式の割合(%)
有限会社コマ	13,381	17.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,923	10.5
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,159	8.1
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,786	7.6
株式会社三菱UFJ銀行	2,185	2.8
日本生命保険相互会社	1,918	2.5
フジミ取引先持株会	1,877	2.4
一般財団法人越山科学技術振興財団	1,800	2.3
第一生命保険株式会社	1,417	1.8
関 敬史	1,323	1.7
計	43,774	58.0

(千株未満切捨て、小数点第2位切捨て)

(注) 発行済株式の総数に対する所有株式の割合は、自己株式(4,646,167株)を控除して計算しております。

(別紙2)

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、各独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に開催する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について評価・検討した上で決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非（大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かの判断を含む。）
 - (2) 本対応方針に係る対抗措置の維持の是非
 - (3) 本対応方針の廃止及び変更
 - (4) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に対して諮問する事項
8. 各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
9. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。
10. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家等（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

(別紙3)

独立委員会委員の略歴

高橋 正彦氏 (1944年12月23日生まれ)

1970年	10月	監査法人丸の内会計事務所 入所
1974年	10月	公認会計士 登録
1979年	10月	監査法人八木・浅野事務所 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所
1979年	11月	税理士登録 公認会計士・税理士高橋正彦事務所 開設 同 事務所長
2010年	6月	新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 退所
2011年	6月	当社 社外監査役 (現任)

川下 政美氏 (1949年9月3日生まれ)

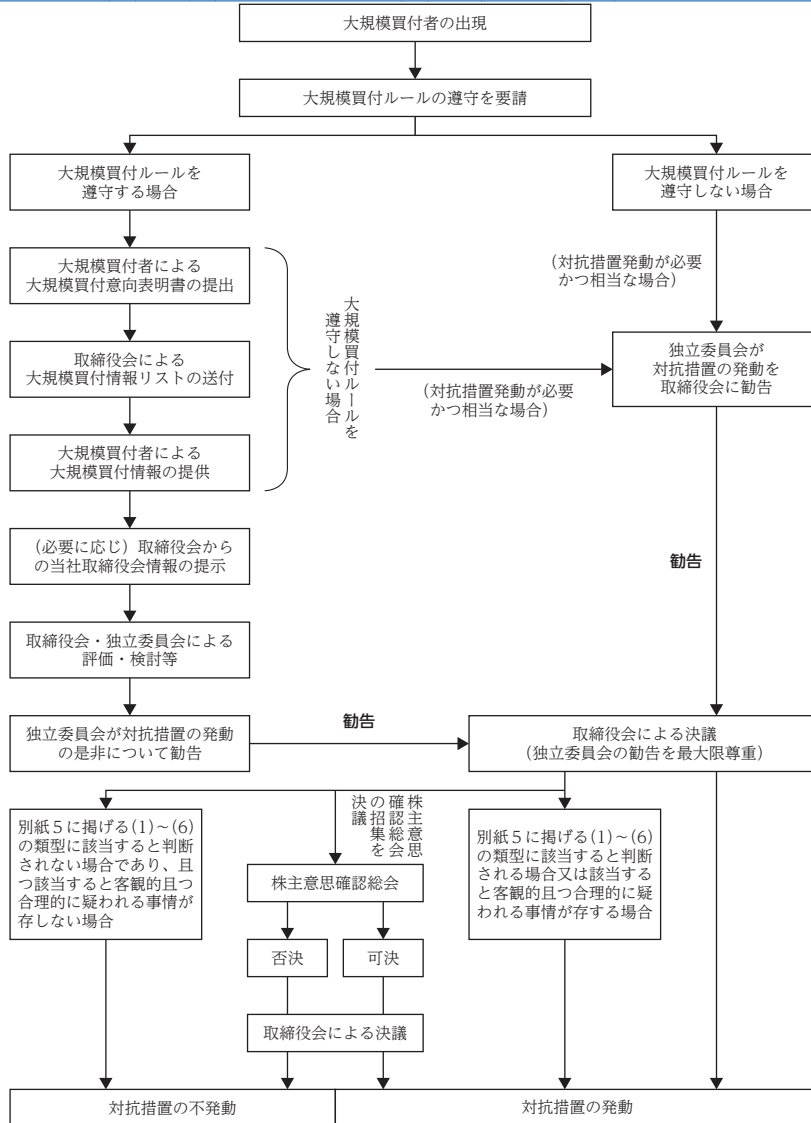
1973年	4月	日本特殊陶業株式会社 入社
2005年	6月	同 取締役
2008年	6月	同 常務取締役
2009年	2月	同 専務取締役
2009年	6月	同 代表取締役副社長
2011年	6月	同 最高顧問
2012年	6月	同 顧問
2012年	6月	当社 社外監査役
2015年	6月	同 社外取締役 (現任)

吉村 温子氏 (1971年5月6日生まれ)

1995年	4月	日本電信電話株式会社 入社
2002年	5月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 異動
2004年	6月	JPモルガン証券株式会社 入社
2007年	3月	UBS証券株式会社 入社
2015年	3月	ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社
2020年	9月	ロケットジャパン株式会社 マネージング・ディレクター/アジア地域戦略統括責任者
2021年	12月	同 代表取締役社長兼マネージング・ディレクター/アジア地域戦略統括責任者
2022年	6月	当社 社外取締役 (現任)
2023年	3月	VG-C株式会社 代表取締役 (現任)
2023年	12月	PhytoMol-Tech株式会社 代表取締役CEO/共同創業者 (現任)
2024年	1月	DAIZエンジニアリング株式会社 取締役 (現任)

(別紙 4)

本対応方針の概要（大規模買付行為が開始された場合のフローチャート）



本チャートは、あくまで本対応方針の内容に対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成されています。本対応方針の詳細については、本議案本文をご参照ください。

(別紙5)

対抗措置発動の要件

- (1) 以下に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合
 - (a) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
 - (b) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
 - (c) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
 - (d) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (2) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (3) 大規模買付者の提案する大規模買付行為の経済条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、買付対価の支払時期及び方法を含みます。）が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (4) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (5) 大規模買付者が反社会的勢力又はこれに準ずる者と判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案（大規模買付行為の経済条件のほか、大規模買付行為の違法性の有無、実現可能性、大規模買付行為後の経営方針又は事業計画、大規模買付行為後における当社の株主（大規模買付者を除きます。）の皆様、顧客、従業員その他の利害関係者に対する対応方針を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力と開発力、お客様との信頼関係等を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすと判断される場合

(別紙6)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数
本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数以上で別途定める数と同数とします。
2. 割当対象株主
割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。
3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。
6. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
7. 本新株予約権の行使条件
①特定大量保有者[1]、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者[2]、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①ないし④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者[3]（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、当社による下記8.のとおり、本新株予約権の取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

8. 当社による本新株予約権の取得
当社は、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。
なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得
当社取締役会が発動した対抗措置の中止若しくは撤回を決議した場合又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。
10. 本新株予約権の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。
11. 本新株予約権の行使期間等
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

-
- [1]「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。
 - [2]「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。
 - [3]ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

以上

－ メモ －

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

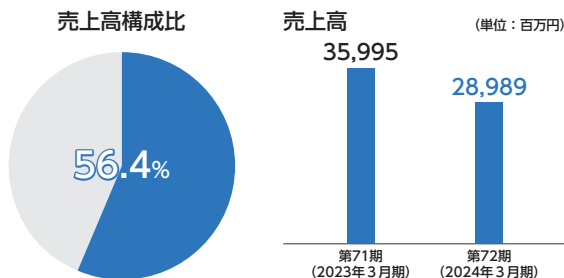
当連結会計年度の当社グループを取り巻く環境は、世界的な景気後退と地政学リスクへの懸念が一層高まり、世界経済の不透明感は強まりました。インフレ率は鈍化傾向を見せながらも高水準で推移する中で、中国経済は力強さを欠き、中東情勢は悪化の一途を辿っており、世界経済の下振れ懸念が続いております。

世界半導体市場は、AI向け半導体デバイスの需要が高まる一方、コロナ特需の反動によるPCやスマートフォン市場の低迷に伴う半導体デバイスの生産及び在庫の調整が継続する等、各々の用途により方向感にバラつきが見られました。また、シリコンウェハールにおいても稼働調整が継続しております。

こうした状況下、半導体向け製品の販売が減少したことに加え原材料価格等の上昇の影響を受け、当連結会計年度の業績は、売上高51,423百万円(前期比11.9%減)、営業利益8,251百万円(前期比37.7%減)、経常利益8,958百万円(前期比34.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益6,499百万円(前期比38.6%減)となりました。

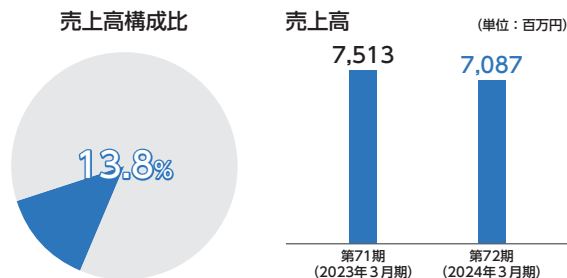
(セグメント別売上高)

日本 売上高 **28,989**百万円 (前期比19.5%減)



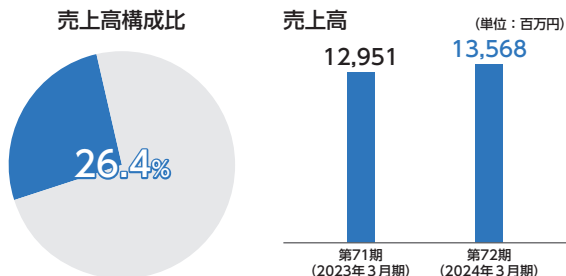
日本につきましては、主に最先端メモリデバイス向けCMP製品及びシリコンウェハール向け製品の販売が減少したことにより、売上高は28,989百万円(前期比19.5%減)、セグメント利益(営業利益)は売上減少に加え原材料価格等の上昇の影響を受け、7,332百万円(前期比37.7%減)となりました。

北米 売上高 **7,087**百万円 (前期比5.7%減)



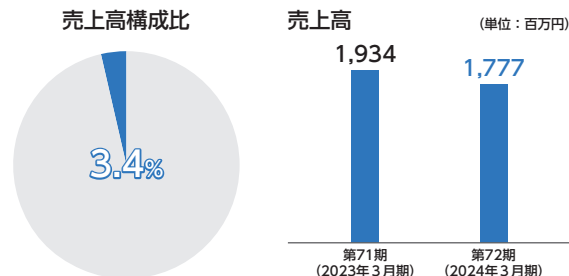
北米につきましては、CMP製品及びシリコンウェハール向け製品の販売が減少したことにより、売上高は7,087百万円(前期比5.7%減)、セグメント利益(営業利益)は222百万円(前期比70.3%減)となりました。

アジア 売上高 13,568百万円 (前期比4.8%増)



アジアにつきましては、ハードディスク基板及びシリコンウェハー向け製品の販売が減少したものの、主に先端ロジックデバイス向けCMP製品が売上を牽引し、売上高は13,568百万円(前期比4.8%増)、セグメント利益(営業利益)は3,325百万円(前期比7.6%増)となりました。

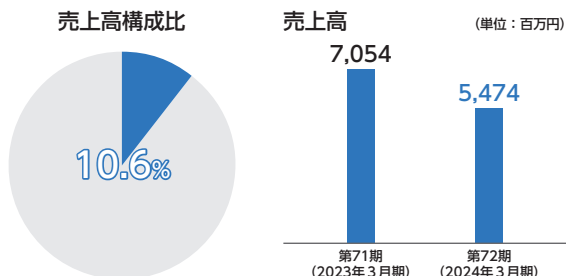
欧州 売上高 1,777百万円 (前期比8.1%減)



欧州につきましては、CMP製品及びシリコンウェハー向け製品の販売が減少したことにより、売上高は1,777百万円(前期比8.1%減)、セグメント利益(営業利益)は137百万円(前期比25.7%減)となりました。

(用途別売上高) シリコンウェハー向けラッピング材

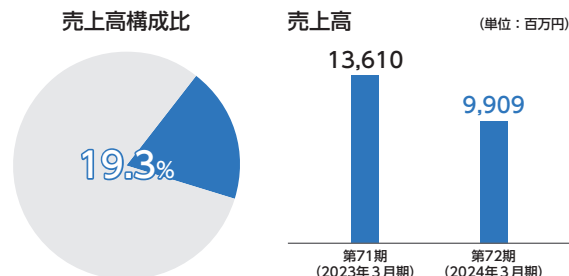
売上高 5,474百万円 (前期比22.4%減)



シリコンウェハー向け製品につきましては、顧客の稼働調整が継続したことを受け、売上高はラッピング材では5,474百万円(前期比22.4%減)となりました。

シリコンウェハー向けポリシング材

売上高 9,909百万円 (前期比27.2%減)

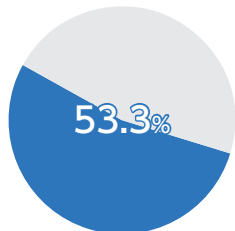


顧客の稼働調整が継続したことを受け、売上高はポリシング材では9,909百万円(前期比27.2%減)となりました。

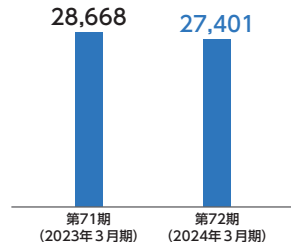
CMP 製品

売上高 **27,401**百万円 (前期比4.4%減)

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)

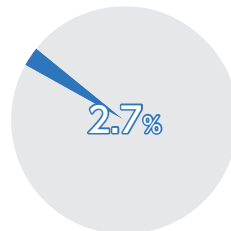


CMP製品につきましては、上期のマチュアロジックデバイスやメモリでの稼働調整を受け、売上高は27,401百万円(前期比4.4%減)となりました。

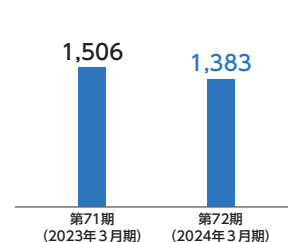
ハードディスク基板向け製品

売上高 **1,383**百万円 (前期比8.1%減)

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)

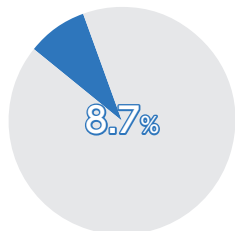


ハードディスク基板向け製品につきましては、下期に入り顧客での稼働の回復が見られたものの、上期のHDD(ハードディスクドライブ)市場の生産及び在庫の調整を受け、売上高は1,383百万円(前期比8.1%減)となりました。

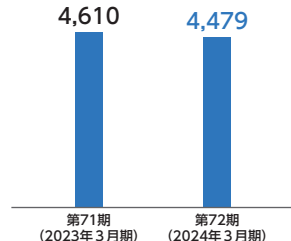
一般工業用研磨材

売上高 **4,479**百万円 (前期比2.8%減)

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)

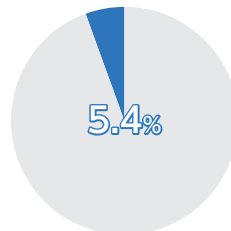


一般工業用研磨材につきましては、売上高は4,479百万円(前期比2.8%減)となりました。

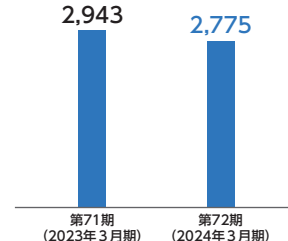
その他

売上高 **2,775**百万円 (前期比5.7%減)

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,838百万円でありました。

(3) 資金調達の状況

設備投資の資金は全額自己資金をもって充当いたしました。

(4) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 69 期 2021年 3 月期	第 70 期 2022年 3 月期	第 71 期 2023年 3 月期	第 72 期 (当連結会計年度) 2024年 3 月期
売上高 (百万円)	41,956	51,731	58,394	51,423
経常利益 (百万円)	7,709	12,490	13,595	8,958
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,607	9,156	10,594	6,499
1株当たり当期純利益 (円)	75.62	123.46	142.68	87.62
総資産 (百万円)	65,773	75,684	80,101	82,999
純資産 (百万円)	56,088	62,967	69,011	72,576
1株当たり純資産額 (円)	756.29	849.00	930.27	978.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-E SOP）に残存する当社株式を含めております。（前連結会計年度1,416,885株、当連結会計年度1,269,000株）
2. 1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-E SOP）に残存する当社株式を含めております。（前連結会計年度1,269,000株、当連結会計年度1,269,000株）
3. 2023年7月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第69期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
FUJIMI CORPORATION	330千 米ドル	100.0%	研磨材等の製造・販売
FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.	5,000千 マレーシアリンギット	100.0%	研磨材等の製造・販売
FUJIMI EUROPE GmbH	25千 ユーロ	100.0%	研磨材等の販売
臺灣福吉米股份有限公司 (FUJIMI TAIWAN LIMITED)	800,000千 新台幣ドル	100.0%	研磨材等の製造・販売
深圳福吉米科技有限公司 (FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD.)	3,000千 人民幣元	100.0%	研磨材等の販売支援

(6) 対処すべき課題

① 経営環境

当社が主たる事業領域としている半導体市場は、コロナ禍を契機に様々な場面で急速にデジタル化が進展し、旺盛な半導体需要が継続しておりましたが、2022年秋以降、PC、スマートフォン及びサーバー市場の低迷に伴い生産及び在庫の調整が見られ、2023年の半導体市場はマイナス成長となりました。しかしながら、生成AI市場への期待が高まり、また、世界各国が半導体を戦略物資と位置づける中、半導体の重要性は益々高まっており、中長期的には更なる拡大が見込まれています。当社のお客様であるシリコンウェハーメーカー及び半導体デバイスメーカーの多くは、将来予想される旺盛な半導体需要に応えるべく積極的に大規模な設備投資計画を公表・実施しております。また、半導体の技術革新の進展に伴い、新製品開発や品質保証に関するお客様からの要求水準も高まっております。

一方で、自然災害は年々激甚化の傾向にあり、物流網に与える影響も深刻化しております。また情報セキュリティインシデント（サイバー攻撃等を含む情報セキュリティにおける事件や事故）については、当社においても2022年2月に発生したシステム障害に対し再発防止に向け必要な対策を講じてまいりましたが、インシデントがますます複雑化していることから、引き続き対応を強化すべき重要な課題であると認識しております。

② 企業価値向上について

(ア) 当社の企業価値の源泉について

当社の創業以来蓄積されたノウハウと研究開発力から生まれた製品の数々は、シリコンウェハーに代表される半導体基板の鏡面研磨、半導体デバイスの多層配線に必要なCMP（化学的機械的平坦化）、ハードディスクの研磨等、高精度な表面加工が求められる先端産業に欠かせぬもの

となっております。なかでも、主力事業分野である半導体基板向け超精密研磨材では世界ナンバーワンのマーケットシェアを維持しており、超精密研磨のリーディングカンパニーとして、市場優位性を維持しております。

当社は、超精密研磨分野において長年にわたってお客様の要求に応え続けるとともに、開発・製造技術の向上・蓄積に努めてまいりました。その過程において、お客様との信頼関係を築き上げ、柱となる3つのコア技術「ろ過・分級・精製技術」「パウダー技術」「ケミカル技術」を確立しました。「ろ過・分級・精製技術」は、砥粒の粒度分布を制御し、研磨対象物の品質に悪影響を及ぼす粗大粒子や不純物を除去する技術、「パウダー技術」は、粒子の形状を制御し、異なる粒子を均一に混ぜ合わせ造粒する技術、「ケミカル技術」は、研磨材の性能向上に寄与する分散・溶解・表面保護作用を発現させる添加剤を適切に設計、配合、調合精製する技術です。

当社のコーポレートスローガン「技術を磨き、心をつなぐ」には、先端技術を通してより良い製品づくりに貢献し、人々の心をつなぎ、生活を豊かにするという意味が込められており、人を尊重し地球環境に配慮した製品づくりが当社の「ものづくり」の根底に流れております。当社はこうした「ものづくりの精神」と従業員一人ひとりが変化に果敢に挑戦するという企業風土により、企業競争力を高めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした製造現場と一体となった高い技術力・開発力、長い歴史のなかで培われたお客様との信頼関係、労使間の健全かつ一体感のある企業風土にあると考えております。今後の技術革新をリードし業績の拡大を目指していくためにも、お客様の信頼度の更なる向上が重要であると考えております。また、従業員のモチベーションやエンゲージメントの向上、インテグリティマインドの強化を図っていくことが、困難な状態にも挫けることなく、自ら目標に向かって最後までやり抜く主体的・積極的な行動に繋がり、お客様のご満足と従業員のウェルビーイングが共に実現できると考えており、当社はこうした方針のもと、引き続き企業価値の向上にグループを挙げ取組んでまいります。

(イ) 企業価値向上のための課題

半導体市場において将来的に更なる需要増加が見込まれることを鑑み、当社は供給責任を果たすべく、国内外で段階的に設備投資を進めるべく体制を整備していくこと、新製品開発や品質保証に関するお客様の高まる要求水準を満たすべく研究開発や品質保証のレベルアップを図ること、また、緊急事態に備える事業継続力を強化することが、当社の企業価値向上のための課題であると認識しております。特に、品質保証については、当社が過去から大切にしている「ものづくりへの誇り」のベースとなるインテグリティ（誠実、真摯であること）を強く意識し、社会的規範や倫理を基に自ら考え、直面する課題や問題のみならず、日常の業務プロセスを見つめ直し、「ものづくりへの誇り」を確固たるものにすべく、インテグリティマインドの強化を継続してまいります。

昨今の地政学的な不透明さや新感染症拡大等による、原材料の調達難及び価格高騰、物流の混

乱等により、サプライチェーンマネジメントの重要性は増しております。当社としてもより強靱な供給体制を整えるべく、有事においても対応可能なサプライチェーンマネジメントの強化に全社一丸となって引き続き取り組んでまいります。

一方で、中長期的な企業価値向上の観点からは、半導体市場に過度に依存しない売上の安定化と更なる拡大を目指し、事業領域を拡大する必要があると認識しております。このため、中長期視点での研究開発と新規事業の探索・育成による事業領域の拡大に努めるとともに、非半導体領域及び非研磨分野での用途拡大を進めていくことも当社の企業価値向上のための課題であると認識しております。

(ウ) 企業価値向上のための取組み（中長期経営計画）

当社は、2023年5月10日に中長期経営計画（2024年3月期～2029年3月期。以下「本計画」といいます。）を公表しました。その概略は以下のとおりです。

[基本方針]

当社は、企業使命である「高度産業社会の期待に新技術で応え、地球に優しく、人々が快適に暮らせる未来の創造に貢献します」に基づき、既存事業（半導体関連事業等）の更なる拡大と新たな柱となる新規事業の創出を通じて、研磨材メーカーからパウダー&サーフェスカンパニーへの進化を遂げ、持続可能な社会の実現への貢献を目指すことを本計画の基本方針としております。

2024年3月期から2029年3月期の6年間を対象とする本計画では、研究開発とグローバルな製品供給体制の拡充に一層の経営資源を投入するとともに、サステナブルな経営の根幹を成す人材投資やESGに係る取組みを積極的に推し進め、前中長期経営計画で定めた中長期企業ビジョン「私たちは一人ひとりの前向きなアイデアとチャレンジを応援します」を継続し、引き続きその実現に向け、各種施策等を策定いたしました。

[重要施策]

本計画の基本方針に基づく取組みは以下のとおりです。

- (1) 研磨材メーカーからパウダー&サーフェスカンパニーへの進化を実現する新規事業の創出
- (2) 半導体関連事業の強靱な基盤構築と次世代半導体向け材料分野での圧倒的な地位確立
- (3) コア技術の発展と新技術の開発
- (4) 100年企業を実現するGRIT（※）な組織と人づくりへの挑戦
- (5) サステナビリティ経営の実践

※GRIT：困難な状態にも挫けることなく、目標に向かって最後までやり抜くこと

[株主還元]

配当につきましては、連結配当性向を55%以上とすることを目標として、業績に応じた積極的な株主還元を実施するとともに、安定配当の継続にも留意することを基本方針としております。なお、D O E（連結純資産配当率）を配当指標に加えることについても検討してまいりましたが、半導体市況等の事業環境を踏まえて引き続きの検討課題としてまいります。

また、内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、お客様のニーズに応える開発・生産体制の強化、グローバルな事業戦略の遂行及び事業領域の拡大に役立てる所存であります。

[マテリアリティの特定（持続可能な社会の実現にむけて）]

当社は本計画策定に際し、持続的可能な社会の実現に向けて、当社が優先して取り組む重要課題として18のマテリアリティを特定しました。

当社が特定した18のマテリアリティは以下のとおりです。

分類	マテリアリティ
環境（E）	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対応 ・水資源保全 ・循環型社会への貢献 ・化学物質管理
社会（S）	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生の確保 ・ウェルビーイング実現 ・ダイバーシティ推進と人材育成 ・地域社会貢献
ガバナンス（G）	<ul style="list-style-type: none"> ・インテグリティ ・コーポレートガバナンス・コンプライアンス ・知的財産保護 ・情報セキュリティマネジメント ・リスクマネジメント
価値創造	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーンマネジメント ・品質管理 ・研究開発 ・D X 推進 ・生産性向上

具体的な各事業等の施策は以下のとおりです。

[シリコン事業]

半導体基板となるシリコンウェハーを高精度に平坦・鏡面化する研磨工程で用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。切断から仕上げ研磨までトータルソリューションを可能とする高品質な製品・サービスを揃えております。益々高度化するお客様の要求に応えるべく、引き続き新技術に支えられた独自性の高い新製品を提供し、「最も信頼されるパートナー」を目指してまいります。

また、電気自動車、ハイブリッド自動車の普及により需要が高まっているSiC基板向け製品の開発を進め、世界各地のお客様へ製品を供給するため、米国及びマレーシア拠点での生産を進めております。

[CMP事業]

半導体デバイスの製造工程で用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。半導体デバイスの高性能化、高密度化、高集積化に伴い、研磨対象となる膜種とCMPが適用される工程は増加傾向にあります。加えて、近年はシステムとしての性能向上のために、半導体デバイスを3次元に実装する技術が開発されており、その分野でもCMPが検討されつつあります。お客様の製造・開発拠点に近い、日本、米国、台湾に製造・開発拠点を設け、お客様とより密接な関係を構築し、お客様のロードマップに沿った新製品を開発しております。

[ディスク事業]

デジタルデータの記録媒体であるハードディスクドライブ用ディスク基板の製造工程に用いられる研磨材を研究開発し製造販売する事業です。お客様の生産拠点が集中するマレーシアに製造拠点を置くとともに技術スタッフを配置し、技術サポートを実施することでお客様との信頼関係を構築しております。近年、ハードディスクドライブはSSD（ソリッドステートドライブ）への置き換えが進んでおりますが、クラウドサービスや5Gにより送受信されるデータ容量の増加が見込まれており、データセンター向けのハードディスク需要も引き続き高まっていくものと思われれます。次世代ディスク基板への要求を早期に入手し具現化するため基礎開発の拡充も図り、お客様の要求に合った新製品をタイムリーに提供してまいります。

[溶射材事業]

半導体装置、航空機及び鉄鋼等様々な業界の機械部材の長寿命化、高機能化を実現するために、環境に優しい表面処理として使用される溶射用途向けに、主にサーメット、セラミックス等の溶射材を研究開発し製造販売する事業です。独自の粉末造粒技術を一層強化し、タイムリーなソリューション提案を行い、売上拡大を目指してまいります。

[研磨ソリューション事業]

様々な用途で用いられる、多種多様な材料（金属、樹脂、セラミック、複合材料等）や形状（2次元、3次元形状）に対応した研磨材等の研究開発および製造販売を行う事業です。世界の様々な業界のお客様から寄せられる、新たな表面創成のご要望に、研磨材の供給のみに留まらず、用途に応じた様々な研磨方法を提案し、周辺消耗材や装置、加工プロセスまでを含めたトータルソリューションでお応えしてまいります。

具体的な取組みの一例として、自動車外装用研磨コンパウンドを新たに開発し、採用が始まっております。

[先端技術・機能材料]

パウダー領域・非研磨事業の拡充を更に推進することを目的として発足した「先端技術・機能材料本部」傘下において、パウダー分野におけるフジミ基幹技術の研究開発を進めると同時に、非研磨分野における新規事業の「創出」と「事業化」を強力に推進してまいります。また、これまで機能材事業や先端技術研究所で養ってきた粒子形状・粒度分布制御及び造粒技術を始めとする当社基幹技術を一体化させ、さらにマーケティング力を強化し、新規用途・お客様層の拡大に一層注力してまいります。

具体的な取組みの一例として、高い放熱性と流動性を備えたセラミックスパウダー、軽量かつ高い耐熱性を備えたセラミックス複合材料、球状・板状・棒状など形状制御技術を活用した新規セラミックスパウダーや3Dプリンター用超硬材料等の開発を進めております。

(7) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、研磨材等の製造、販売及びこれらに付帯する一切の事業であります。

(8) 主要な事務所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当 社

本 社	:	愛知県清須市	
工 場	:	[枇杷島工場]	愛知県清須市
		[稲沢工場]	愛知県稲沢市
		[各務原工場]	岐阜県各務原市
		[各務東町工場]	岐阜県各務原市
研究開発センター	:	岐阜県各務原市	
先端技術研究所	:	岐阜県各務原市	
物流センター	:	岐阜県各務原市	
東京事務所	:	東京都千代田区	
上海事務所	:	中国	

② 子会社

- 1) FUJIMI CORPORATION
所在地 : 米国
- 2) FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.
所在地 : マレーシア
- 3) FUJIMI EUROPE GmbH
所在地 : ドイツ
- 4) FUJIMI TAIWAN LIMITED
所在地 : 台湾
- 5) FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO., LTD.
所在地 : 中国

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
日 本	701名	52名増
北 米	122名	3名減
ア ジ ア	193名	23名増
欧 州	4名	—
全社(共通)	90名	7名増
合 計	1,110名	79名増

(注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものです。

2. 従業員数には、嘱託、パートタイマー及び派遣社員は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
791名	59名増	42.4歳	13.7年

(注) 従業員数には、嘱託、当社から社外への出向者、パートタイマー及び派遣社員は含まれておりません。

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 320,000,000株

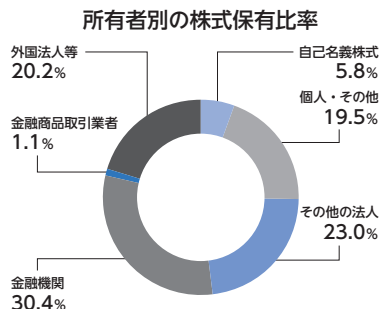
(注)株式分割に伴い、200,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 80,098,500株

(注)株式分割に伴い、53,399,000株増加しております。

(3) 株主数 8,966名

(4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率 (注)
有限会社コマ	13,381千株	17.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,923	10.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,159	8.1
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人香港上海銀行東京支店)	5,786	7.6
株式会社三菱UFJ銀行	2,185	2.8
日本生命保険相互会社 (常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,918	2.5
フジミ取引先持株会	1,877	2.4
一般財団法人越山科学技術振興財団	1,800	2.3
第一生命保険株式会社 (常任代理人株式会社日本カストディ銀行)	1,417	1.8
関敬史	1,323	1.7

(注) 持株比率は、自己株式(4,646,167株)を控除して計算しております。

- (5) **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に給付した株式の状況**
該当事項はありません。
- (6) **その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関 敬 史	
常務取締役	大 脇 寿 樹	
常務取締役	鈴 木 勝 弘	FUJIMI CORPORATION会長兼 FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
取 締 役	川 下 政 美	
取 締 役	浅 井 侯 序	アネスト岩田株式会社 社外取締役
取 締 役	吉 村 温 子	VG-C株式会社 代表取締役 PhytoMol-Tech株式会社 代表取締役 CEO/共同創業者 DAIZエンジニアリング株式会社 取締役
常勤監査役	藤 川 佳 明	
監 査 役	高 橋 正 彦	高橋正彦事務所所長 公認会計士・税理士
監 査 役	岡 野 勝	

- (注) 1. 当社と社外取締役川下政美氏、浅井侯序氏及び吉村温子氏、社外監査役高橋正彦氏及び岡野勝氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ア. 社外取締役、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
- イ. 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
2. 取締役川下政美氏、浅井侯序氏及び吉村温子氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査役高橋正彦氏及び岡野勝氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 監査役高橋正彦氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る決定方針を取締役会において決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が同決定方針と整合していることや、諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、同決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

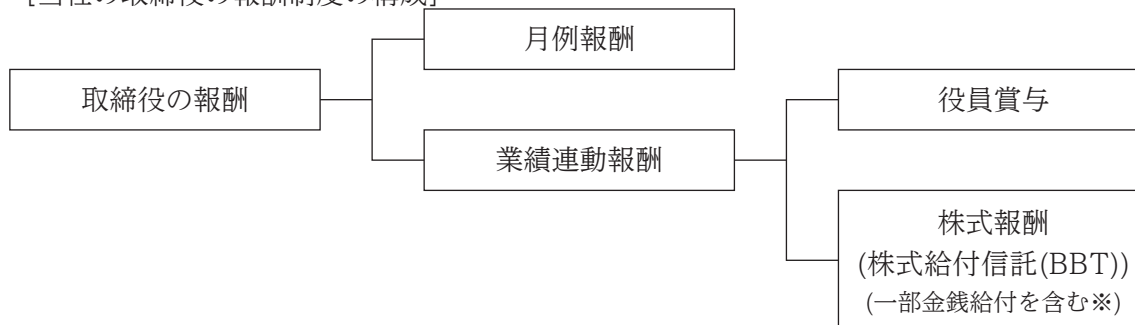
(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益及び業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

(イ) 取締役の報酬の種類及び構成

当社の取締役の報酬制度は、月例報酬及び業績連動報酬とし、業績連動報酬は短期の業績連動報酬（以下、役員賞与）と中長期の業績連動報酬（株式給付信託（BBT））。以下、株式報酬）で構成しており、役員賞与及び株式報酬の対象者は社外取締役を除く取締役としております。

[当社の取締役の報酬制度の構成]



※源泉所得税等の納税相当分

(ウ) 月例報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の月例報酬は、個々の役位・職責に応じ定時株主総会後の取締役会で審議したうえで決定するものとしております。

なお、上記取締役会には、社長を委員長、役付取締役及び社外取締役を構成メンバーとする諮問委員会に対し、社長より社長・取締役・社外取締役の月例報酬の原案を諮問し、諮問委員会の審議を経たものを付議することとしております。

(エ) 業績連動報酬（役員賞与及び株式報酬）の内容、額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は役員賞与及び株式報酬で構成しております。

役員賞与は、親会社株主に帰属する当期純利益見込額に一定の係数を乗じた金額を配分総額とした「当期純利益総支給ファンド」から役位に応じ設定した支給上限額の範囲で、役位・職責を勘案した役員賞与額を取締役会で審議したうえで決定し、毎年、定時株主総会以降に支給するものとしております。

なお、月例報酬及び役員賞与に係る報酬限度額は、2006年6月23日開催の第54期定時株主総会において決議された取締役の報酬限度額「年額480百万円以内」（ただし、従業員分給与は含まない）であります。

株式報酬は、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して取締役にポイントを付与し、取締役退任者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者に対して、退任時まで付与されたポイント数に応じた当社株式等を給付するものとしております。

なお、株式報酬の付与ポイント数は、月例報酬及び役員賞与に係る報酬限度額とは別枠として、2017年6月23日開催の第65期定時株主総会で決議された上限数の範囲で、役位に応じた役位ポイント及び中長期経営計画に定める目標のうち、予め選定した業績指標の達成率により算出するものとしております。

(オ) 月例報酬及び業績連動報酬の額又は数の割合の決定に関する方針

当社の取締役の月例報酬及び役員賞与は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成としております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる 役員の数 (人)
		月例報酬	ストック・ オプション	役員賞与	退職慰労金	株式報酬 (注) 1.	
取締役 (うち社外取締役)	194 (29)	124 (29)	—	70 (-)	—	—	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	37 (17)	37 (17)	—	—	—	—	3 (2)
合計 (社外役員)	231 (46)	161 (46)	—	70 (-)	—	—	9 (5)

- (注) 1. 株式報酬の総額は、第65期定時株主総会の決議により導入した株式給付信託(BBT)に基づく当事業年度中の株式給付引当金の繰入額であり、給付の際の条件等は、上記「(エ)業績連動報酬(役員賞与及び株式報酬)の内容、額又は数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。
なお、当事業年度に係る金額は該当ありません。
2. 役員賞与に係る業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益見込額であり、当該指標を選択した理由は通期の企業活動の最終利益を端的に示す指標であるためであります。
 3. 取締役の金銭報酬の額及び株式報酬の付与ポイント数は、上記「(エ)業績連動報酬(役員賞与及び株式報酬)の内容、額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。取締役の金銭報酬の額に係る決議当時の株主総会終結時点の取締役の員数は7名、株式報酬の付与ポイント数に係る決議当時の株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。
 4. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第54期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。決議当時の株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③従業員兼務役員の従業員分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員の重要な兼職の状況は「4.会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載しております。なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	川下政美	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見に基づいた発言を行っております。また、諮問委員会において当社取締役の指名・報酬等に対し、専門的な知識に基づき提言を行う等、当社経営に対する客観的な視点での提言及び取締役会の機能強化に貢献しております。
取締役	浅井侯序	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、必要に応じ、他社において執行役員等の要職を歴任した経験と知見に基づいた発言を行っております。また、諮問委員会において当社取締役の指名・報酬等に対し、専門的な知識に基づき提言を行う等、当社経営に対する客観的な視点での提言及び取締役会の機能強化に貢献しております。
取締役	吉村温子	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見に基づいた発言を行っております。また、諮問委員会において当社取締役の指名・報酬等に対し、専門的な知識に基づき提言を行う等、当社経営に対する客観的な視点での提言及び取締役会の機能強化に貢献しております。
監査役	高橋正彦	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会15回の全てに出席しております。また、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的知見に基づいた発言を行う等、社外監査役としての経営全般に対する監督及び有効な助言を行っております。
監査役	岡野勝	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会15回の全てに出席しております。また、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見に基づいた発言を行う等、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査を明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたいうで、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、これらは適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるFUJIMI CORPORATION、FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN. BHD.、FUJIMI EUROPE GmbH及びFUJIMI TAIWAN LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性等において問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が会計監査人としての適格性、独立性や信頼性等において問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案することを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム基本方針）として取締役会で決議した事項は次のとおりです。

（最終改定：2024年4月1日）

1. 取締役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、倫理法令遵守に関する規程等を整備し、取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範とする。
- (2) 当社は、倫理法令遵守の周知徹底を図る。
- (3) コンプライアンス推進室は、全社の倫理法令遵守の取り組みを横断的に統括する。
- (4) 内部監査室は法務室と連携のうえ、倫理法令遵守の状況を監査し、結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- (5) 当社は、倫理法令等違反行為防止のため、社内相談・通報制度を整備し、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、取締役の職務執行に関する情報を文書等に記録し保存、管理する。監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理に関する規程に基づき、リスク管理委員会において業務執行に伴うリスク及びその対応責任部門を定め、その回避措置について漏れなく管理する。
- (2) 人事総務部は、当社及び子会社から成るグループ全体のリスクを漏れなく全体的に管理する。
- (3) 内部監査室は、部門毎のリスク管理の状況を監査し取締役会及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、次に定める事項により、取締役の職務執行の効率性を確保する。

- (1) 定時取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 機動的な意思決定を行うため、取締役、本部長を構成員とする経営会議を開催する。
- (3) 取締役は、全社の中長期経営計画及び年度計画の立案、事業毎の戦略目標及び施策を策定し、事業別、部門別の進捗状況を取締役会に報告する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、各子会社が倫理法令遵守に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための体制を構築する。
- (2) 当社は、各子会社が意思決定やその他組織に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が効率的な業務を実行できる体制を構築する。
- (3) 当社は、各子会社に経営上の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。

- (4) 内部監査室は、グループ全体の内部統制を担当する。
- (5) 内部監査室は、各子会社における内部統制システムの構築のため、実効性を高める施策を実施するとともに、必要な各子会社への指導・支援を実施する。
- (6) 内部監査室は、当社及び各子会社への内部監査を実施し、定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

6. 監査役職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性並びにその従業員等が行う業務の実効性に関する事項

- (1) 監査役は、監査役職務を補助すべき従業員等の配置を求めることができる。その従業員等の任命、異動、解任等については、監査役の同意を要する。
- (2) 監査役職務を補助すべき従業員等は、原則他部署の従業員等を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。但し業務の都合等の合理的な理由により専任する従業員等を配置できない場合は、監査役職務補助のため配置される従業員等は監査役の指揮命令を他に優先しなければならない。

7. 取締役及び従業員等並びに各子会社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び従業員等並びに各子会社の取締役及び従業員等は社内規程の定めにより、次の事項を監査役に報告する。
 - ①当社及び関係会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
 - ②重大な法令及び定款違反
 - ③内部監査の実施状況
 - ④倫理法令遵守等に関連する相談・通報の状況
 - ⑤その他重要な業務執行の状況
- (2) 当社は、当該報告を行った者に対し、そのことを理由として不利な取り扱いを行わない。

8. 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、以下のことを行う。
 - ①取締役会の他、監査役が出席を必要と判断する社内の重要な会議に出席する。
 - ②稟議書、契約書等、業務執行に関する重要な文書を閲覧する。
 - ③取締役及び従業員等から業務執行に関する説明を受ける。
 - ④代表取締役と定期的に意見交換を行う。
 - ⑤会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (2) 監査役職務の執行に必要な費用は当社負担とする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対し社内規程等を定め、次の基本原則に基づき行動する。

- ①組織として対応
- ②外部専門組織との連携
- ③取引を含めた一切の関係遮断
- ④有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤裏取引や資金の提供の禁止

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、当社及び各子会社を対象として、遵法性と効率性の観点から業務の適正を確保することを目的として、前記「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム基本方針」）」に則って運用しており、その主な取組みは以下のとおりです。

1. 取締役及び従業員等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- (1) 取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範、「倫理綱領、企業理念、企業ビジョン」を共有し、その周知徹底を図るため、全従業員向けコンプライアンス遵守に関する教育を実施しております。受講終了後に、全従業員（経営陣を含む）より受講確認書を受領しております。
- (2) 当社は、公益通報者保護法に基づいた「公益通報者保護規程」を制定しており、通報の内容を賞罰委員会及び監査役に報告しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社は、関係する情報を文書管理規程に従い重要な文書として記録し、定められた期間に亘り保存及び管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社は、業務執行に係るリスクを低減するため、リスク管理規程に基づき、年2回リスク管理委員会を開催しております。サイバーセキュリティに関しては、情報セキュリティ関連規程等の改定及び外部専門機関を活用した新たな情報セキュリティ管理システムの体制を構築しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社は、上記「内部統制システム基本方針」の趣旨に基づき、月1回の定時取締役会を、加えて必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、当期は合計19回開催しました。なお、取締役会で審議される事項は、経営会議にて予め審議しております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制（子会社管理体制）

- (1) 各子会社の取締役及び従業員等に「倫理綱領、企業理念、企業ビジョン」を共有し、その周知徹底を図るため、経営幹部、人事総務部及びコンプライアンス推進室が全従業員向けに教育を実施しております。
- (2) 当社及び各子会社はグローバルリスク管理委員会を年2回開催し、様々なリスクについて審議することにより子会社を含めたグローバルベースのリスク管理を機能させております。
- (3) 当社の経営幹部は各子会社より月次又は適時に業務の適正性について報告を受け執行の状況の確認をしております。

6. 監査役職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性並びにその従業員等が行う業務の実効性に関する事項

当期においては、監査役から監査役職務を補佐すべき従業員を置く必要があるとの申し出を受けておりません。

7. 取締役及び従業員等並びに各子会社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、当社取締役会ほか重要な会議に出席するとともに、各子会社から提出される月報等を確認する等したうえで必要に応じ、各社役職者に対してその説明を求めています。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報交換等の連携を図っております。
- (2) 取締役は、監査役に対し当社及び各子会社に重大な影響を及ぼす事項等について速やかに報告を行っております。

8. 監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、上記「内部統制システム基本方針」の趣旨に基づき、取締役の職務の執行に係る文書等を必要に応じ閲覧できる環境下にあります。また、監査役・会計監査人・内部監査室の三様監査を通じて、監査役監査が実効性あるよう対応しております。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを基本方針として「倫理綱領」「企業理念」に定め、全従業員へ当該基本方針の遵守を徹底しております。当社は警察関係機関等の外部専門機関、弁護士等外部専門家と連携し、積極的に情報交換に努めております。また、当社は、取引基本契約等へ反社会的勢力排除条項を設定しております。

7 会社の支配に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針については次のとおりであります。

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって、当社の株券等の大規模買付行為（下記3. ②に定義します。以下同じとします。）については、原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様のご自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株券等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、十分な時間や情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、対象会社の取締役会や株主が当該大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間や情報を与えないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、2024年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「2. 会社の株式に関する事項」のとおりであり、当社役員及びその親族、関係者（以下「当社役員等」といいます。）が発行済株式の一部を保有しております。当社は上場会社であり、当社役員等が各々の事情により株式の譲渡その他の処分をすることや役員の変動等によって持株比率が低下する可能性も否定できないことに加え、これまで注力してきた当社事業の基盤を成す人材の育成や設備投資、中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等、自己資本の充実、又は他社との業務資本提携等のために、必要となる資金を資本市場から調達することもひとつの選択肢として考えられ、これを実施する場合には、現在の役員等の持株比率が低下する可能性もあり得るものと考えております。

当社の企業価値の源泉を十分理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウ等の無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をすることができなければ、ステークホルダーの信頼を得ることができず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反することとなると考えます。

当社は、上記のような当社の企業価値の源泉を理解せず、これらの中長期的に確保し、企業価値の増大を図る経営を企図しない大規模買付行為やこれに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する恐れがある当社の株券等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

① 当社の企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉については、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 対処すべき課題 ②企業価値向上について (ア) 当社の企業価値の源泉について」に記載のとおりであります。

② 企業価値向上のための課題

企業価値向上のための課題については、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 対処すべき課題 ②企業価値向上について (イ) 企業価値向上のための課題」に記載のとおりであります。

③ 企業価値向上のための取組み (中長期経営計画)

企業価値向上のための取組みについては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 対処すべき課題 ②企業価値向上について (ウ) 企業価値向上のための取組み (中長期経営計画)」に記載のとおりであります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の目的

上記1. 記載の基本方針に基づいて、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような一方的かつ大規模な買付行為及びその類似行為を行う者に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、もっとも適切と思われる措置を迅速かつ的確に講じる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、こうした不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的として、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針 (買収防衛策)」を更新することを決定し、2022年6月29日開催の定時株主総会で承認を得ました (以下、「本対応方針」といいます。)

② 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の概要

本対応方針は、（ア）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得、（イ）当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、若しくは、（ウ）上記（ア）又は（イ）に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、（i）当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者若しくは特別関係者（以下「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本（ウ）において同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為であって、（ii）当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為のいずれかに該当する買付けその他の取得もしくはこれらに類似する行為又はこれらの提案（「7. 会社の支配に関する基本方針」において、あわせて「大規模買付行為」といいます。）を適用対象としておりません。

本対応方針では、当社取締役会が、大規模買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して本対応方針に定める大規模買付情報の提供を要請するための手続を定めております。

取締役会は、（ア）大規模買付者等が本対応方針に定められた手続を遵守せず、又は（イ）大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうような、本対応方針に定める一定の類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる事情が存する場合には、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、所定の期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。

当社取締役会は、上記独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本対応方針における対抗措置の発動を決定します。当社取締役会が対抗措置として一定の行使条件及び取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、本新株予約権を当該決議によって定める全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。

4. 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

上記2. 記載の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

また上記3. 記載の取組みである本対応方針は、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであると考えております。

さらに、本対応方針は、（ア）株主総会の承認により継続され、また必要があれば株主意思確認総会を経る場合がある等、株主意思を重視するものであること、（イ）経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足し、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等に加え、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容をも踏まえていること、

（ウ）合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、（エ）当社取締役会から独立した組織として独立委員会が設置され、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して意思決定することとされていること、（オ）本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされていること、（カ）当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとされていること等から、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

なお、本対応方針の詳細につきましては、当社のウェブサイト (<https://www.fujimiinc.co.jp/>)の2024年5月13日付のニュースリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の更新について」をご参照ください。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	61,855	流 動 負 債	9,264
現金及び預金	31,726	買掛金	3,315
受取手形及び売掛金	12,214	未払法人税等	954
有価証券	3,200	賞与引当金	1,601
商品及び製品	5,691	その他	3,394
仕掛品	1,494	固 定 負 債	1,158
原材料及び貯蔵品	6,814	繰延税金負債	3
その他	730	退職給付に係る負債	615
貸倒引当金	△16	株式給付引当金	188
固 定 資 産	21,144	その他	351
有 形 固 定 資 産	16,837	負 債 合 計	10,423
建物及び構築物	6,797	(純 資 産 の 部)	
機械装置及び運搬具	1,574	株 主 資 本	66,652
土地	5,053	資本金	4,753
建設仮勘定	1,261	資本剰余金	5,038
その他	2,150	利益剰余金	61,277
無 形 固 定 資 産	204	自 己 株 式	△4,416
ソフトウェア	172	その他の包括利益累計額	5,923
その他	31	その他有価証券評価差額金	935
投 資 そ の 他 の 資 産	4,102	為替換算調整勘定	4,830
投資有価証券	3,232	退職給付に係る調整累計額	158
繰延税金資産	708	純 資 産 合 計	72,576
その他	171	負 債 及 び 純 資 産 合 計	82,999
貸倒引当金	△9		
資 産 合 計	82,999		

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		51,423
売上原価		29,078
売上総利益		22,345
販売費及び一般管理費		14,093
営業利益		8,251
営業外収益		
受取利息	198	
受取配当金	74	
為替差益	375	
その他	79	728
営業外費用		
支払利息	5	
減価償却費	2	
固定資産除却損	7	
投資事業組合運用損	4	
その他	1	21
経常利益		8,958
特別損失		
減損損失	245	245
税金等調整前当期純利益		8,713
法人税、住民税及び事業税	2,243	
法人税等調整額	△29	2,213
当期純利益		6,499
親会社株主に帰属する当期純利益		6,499

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	45,780	流 動 負 債	7,756
現金及び預金	21,447	買掛金	2,783
受取手形	99	未払金	2,054
売掛金	10,957	未払費用	352
有価証券	3,200	未払法人税等	430
商品及び製品	2,849	賞与引当金	1,320
仕掛品	1,386	その他	814
原材料及び貯蔵品	5,332	固 定 負 債	1,194
前払費用	193	退職給付引当金	843
その他	330	株式給付引当金	188
貸倒引当金	△16	その他	162
固 定 資 産	21,571	負 債 合 計	8,951
有 形 固 定 資 産	12,002	(純 資 産 の 部)	
建築物	3,447	株 主 資 本	57,465
構築物	159	資 本 金	4,753
機械装置	1,072	資 本 剰 余 金	5,038
工具器具備品	1,428	資本準備金	5,038
土地	4,924	利 益 剰 余 金	52,089
建設仮勘定	945	利益準備金	362
その他	24	その他利益剰余金	51,727
無 形 固 定 資 産	173	別途積立金	44,500
ソフトウェア	141	繰越利益剰余金	7,227
その他	31	自 己 株 式	△4,416
投 資 そ の 他 の 資 産	9,395	評 価 ・ 換 算 差 額 等	935
投資有価証券	3,142	その他有価証券評価差額金	935
関係会社株式	5,207	純 資 産 合 計	58,400
その他の関係会社有価証券	90	負 債 及 び 純 資 産 合 計	67,352
繰延税金資産	820		
その他	144		
貸倒引当金	△9		
資 産 合 計	67,352		

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	37,604
売 上 原 価	22,397
売 上 総 利 益	15,207
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,822
営 業 利 益	4,384
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5
受 取 配 当 金	2,753
為 替 差 益	109
そ の 他	82
営 業 外 費 用	
減 価 償 却 費	3
固 定 資 産 除 却 損	7
投 資 事 業 組 合 運 用 損	4
そ の 他	1
経 常 利 益	7,318
特 別 損 失	
減 損 損 失	245
税 引 前 当 期 純 利 益	7,073
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,336
法 人 税 等 調 整 額	△60
当 期 純 利 益	5,797

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社フジインコーポレーテッド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 今 泉 誠
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 増 見 彰 則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジインコーポレーテッドの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジインコーポレーテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社フジインコーポレーテッド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 今 泉 誠
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 増 見 彰 則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジインコーポレーテッドの2023年4月1日から2024年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社フジミインコーポレーテッド 監査役会

常勤監査役 藤 川 佳 明 ㊞

社外監査役 高 橋 正 彦 ㊞

社外監査役 岡 野 勝 ㊞

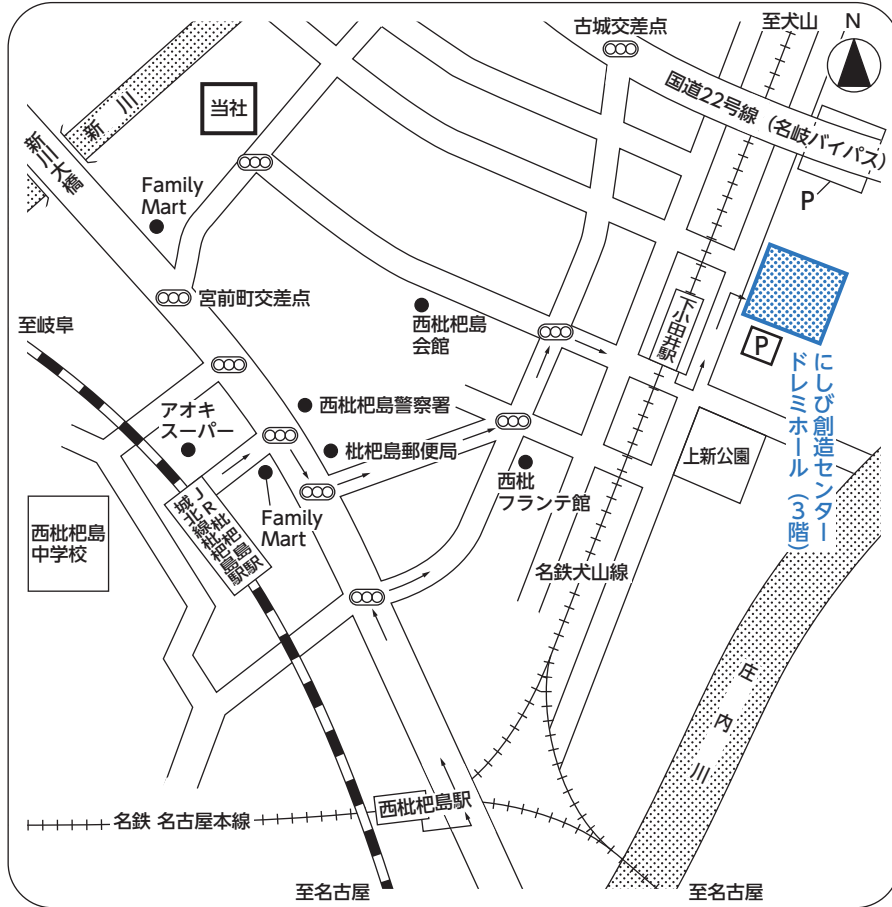
以 上

—メモ—

—メモ—

株主総会会場ご案内図

- 会 場 愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地1
 にしび創造センター ドレミホール（3階）
 電話番号 (052)-504-6361（代表）
- 最寄りの駅 ●名古屋鉄道 -----> 下小田井駅（犬山線） 徒歩3分
 西枇杷島駅（名古屋本線） 徒歩15分
 ●J R -----> 枇杷島駅（東海道本線） 徒歩15分
 ●東海交通事業-----> / （城北線） 徒歩15分



(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。